

## 日本とベトナム社会主義共和国との間の経済上の連携に関する協定

### 運用上の規則

本運用上の規則は、日本とベトナム社会主義共和国との間の経済上の連携に関する協定(以下「本協定」という。)の附属書 1 の日本国の表及び第 3 章の関連規定に適用すべきである。

#### 第 1 部 日本国の表に関する注記

##### 規則 1 関税割当(TRQ)

(a) 附属書 1 の第 2 部の第 1 節の注記(i)(i) (C)の適用上、ベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出入管理局は、輸出者又は生産者の要請に応じて、各輸出について英語による関税割当証明書を発給するべきである。

証明書には、以下の最低限のデータを含めるべきである。

証明書番号  
輸出者の名称及び住所  
輸入者の名称及び住所  
製品の説明  
2007 年 1 月 1 日に改正された統一システム(HS)関税分類番号  
数量 (計量単位と共に)  
有効期限(開始/満了) 及び  
産業貿易省輸出入管理局による検認

証明書の様式及び証明書の発給に使用される印鑑の印章の見本は、本運用上の規則の付録に添付されている。ベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出入管理局は、在ベトナムの日本大使館に対し、その修正を通知するべきである。通知は、受領の確認ができる方法によって行うべきである。

(b) 適格輸入者は、日本の農林水産省の国際局に対して関税割当証明書を申請し、(a)項に規定するベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出入管理局により発給された証明書を提出するべきである。

## TKTC 仮訳

(c) 関税割当の管理上、両締約国は、日本の農林水産省による関税割当証明書の発給を含め、あらゆる関連事項について情報を交換するべきである。日本の農林水産省及びベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出入管理局は、割当てられた月の翌月中に、割当量の総額に関する情報を交換するべきである。

(d) ベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出入管理局及び日本の農林水産省は、証明書の偽造を防止するために必要な措置をとるべきである。

(e) 上記の証明書の発給に関し生ずる問題、その他の手続上の問題を解決するため、両締約国間の協議は、ベトナム社会主義共和国の産業貿易省の輸出管理局及び日本の農林水産省の国際局を経由して行うことができる。

## 第 2 部 原産地規則

### 規則 1 原産地証明書の申請

- (a) 原産地証明書(以下「CO」という。)の申請は、輸出者又はその権限のある代理人によって、本協定の附属書 3 に定める運用上の証明の手続(以下「OCP」という。)の第二規則の第 1 項に規定する輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対して、輸出締約国の法令に従い、輸出される産品が CO の発給に適合することを証明する証拠書類とともに行うべきである。
- (b) 輸出される産品の原産地について輸出前審査が行われる場合には、当該審査の結果は、定期的に又は適当な場合には再審査されることを条件として、その後に輸出される産品の原産地を決定する際の裏付けとなる証拠として認められる。輸出前審査は、その原産地がその性質上容易に決定することができる産品については、適用しないことができる。

### 規則 2 原産地証明書の発給

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、以下のことを確保するために、CO の申請ごとに、輸出締約国の法令に従って、その権限及び能力の限りで、適正な審査を行う。

- (a) CO が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体である権限のある署名者(以下「権限のある署名者」という。)によって、正当に記入され、かつ、署名されていること

## TKTC 仮訳

- (b) 産品の原産地が、本協定の第 3 章（以下「ROO」という。）に適合すること
- (c) 明記された重量又は他の量（例えば、総重量又は正味重量）、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS コード並びにその説明が、産品に適合すること及び
- (d) CO 中の他の記述が、提出された関連する裏付書類に対応していること。

### 規則 3 原産地証明書の様式

- (a) CO は、A4 サイズの用紙に収めるべきである。
- (b) CO は、ベトナムでは、原本及び写し 2 部、日本では、原本のみで構成される。
- (c) CO には、発給場所又は発給官庁ごとに証明番号が付与される。
- (d) 第三国の仕入書がある場合には、その仕入書の発行をした者の正式名称及び住所などの情報を CO に明記するものとする。
- (e) CO の申告においては、欄 9 に輸出者が記入する必要がある。輸出者の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。
- (f) 権限のある署名者による CO への署名は、サインまたは電子的に印刷することができる。
- (g) 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の CO の公印または印章は、手押し又は電子的に印刷することができる。
- (h) CO の原本は、輸入締約国の税関当局へ提出するために、輸出者から輸入者に送付される。ベトナムでは、CO の写しは、輸出者及び輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体がそれぞれ保管する。

### 複数の品目又は仕入書

- (i) 一回の船積みのために発行された二以上の仕入書を示す CO は、輸入締約国の税関当局により受理される。

## TKTC 仮訳

- (j) 同一の CO において申告された複数の品目については、各々の品目が個別に原産品であることを条件として、許容される。
- (k) 同一の CO で申告された複数の品目について、申告された 1 つ又は複数の品目に対して生じた問題は、その CO で申告された残りの品目の関税上の特惠待遇及び通関手続きに影響を与えたり、遅延させたりすることはない。OCP の第六規則第 5 項は、その問題のある品目に適用することができる。

### 規則 4 修正

- (a) 輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り(例えば、軽微な不整合又は記載漏れ、タイプミス、及び指定された欄の外の情報)を無視する。ただし、これらの軽微な誤りが CO の真正性又は CO に含まれる情報の正確性に影響を及ぼさないことを条件とする。
- (b) CO 上における削除も上書きも許容されない。いかなる変更も、以下のように行うものとする。
  - (i) 箇所を取り消し線で消し、必要な追加を行うこと。そのような変更は、CO の権限のある署名者が承認し、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体により認証されなければならない。未使用の空白は、その後の追加を防止するために、線を引いて消さなければならない。又は
  - (ii) 新しい CO を発給して、誤りのあるものと交換すること。

### 規則 5 盗難、滅失又は破損

CO の盗難、滅失又は破損があった場合には、輸出者又はその権限のある代理人は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、次のものの発給を要請することができる。

- (a) 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が保有する輸出書類に基づく新たな証明番号を付した新しい CO。この場合、元の CO は無効にされる。元の CO の発給日及び証明番号は、新しい CO の欄 8 に明記する。新しい CO は、元の CO の有効期間中有効となる。又は

## TKTC 仮訳

- (b) 該当する場合は、輸出者又はその権限のある代理人が所有する輸出書類に基づいて作成される CO の認証された真正な写しであって、ベトナムの認証された真正な写しの欄 8 に「認証された真正な写し」の文字の保証が付されているもの。この写しは、原 CO の発給日を付したものであり、元 CO と同じ期間有効となる。CO の認証された真正な写しは、元 CO の発給日から 1 年間以内に発給されるものとする。

### 規則 6 CO の免除

- (a) OCP の第三規則第 2 項の適用上、CO は、製品の課税価額の金額が次の額を超えない場合には、免除される。
  - (i) 日本の場合、課税価額の総額が日本円 200,000 円
  - (ii) ベトナムの場合、課税価額の総額が米ドル 200 ドル
- (b) OCP の第三規則第 2 項の適用上、一方の締約国が(a) (i)号若しくは(a) (ii)号に規定する価額又はその後価額を修正する場合には、当該一方の締約国は、当該修正価額を、外交上の経路を通じて書面により他方の締約国に通知する。

### 規則 7 原産地証明書の遡及発給

CO は、原則として、船積時までに、又は船積日から 3 日以内に発給するものとする。CO が船積の時までに発給されていない場合又は船積の日から 3 日以内に発給されていないという例外的な場合には、輸出者の要請に応じて、当該 CO は、輸出締約国の法令に従って、船積の日から 12 箇月以内に遡及発給される。この場合においては、「遡及発給」と欄 8 に明記する必要がある。これらの場合において、当該製品の関税上の特惠待遇を要求する当該製品の輸入者は、輸入締約国の法令に従うことを条件として、その遡及発給された CO を当該輸入締約国の税関当局に対し提供することができる。その遡及発給された CO には、船積日を欄 3 に明記する。

### 規則 8 累積のための書類

本協定の第 29 条の規定の適用上、CO の発給又は検認のために、製品の生産に累積された原材料が締約国の原産材料であることを証明する証拠書類が必要である場合には、次のものを使用することができる。

## TKTC 仮訳

- (a) 製品の輸出者又は生産者による申告書
- (b) 製品の仕入書
- (c) 当該材料の輸出締約国が発給した、当該材料の CO の写し(遡及発給されたものを含む。)
- (d) その他の関連書類

### 規則 9 窓口

- (a) 各締約国の権限のある政府当局の窓口は、次のとおりとする。
  - (i) 日本においては、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室
  - (ii) ベトナムにおいては、産業貿易省 輸出入管理局 原産地規則・品質管理課
- (b) 各締約国の税関当局の窓口は
  - (i) 日本においては、財務省 関税局
  - (ii) ベトナムにおいては、財務省 税関総局
- (c) ROO、OCP 及び本運用上の規則に関連する事項に関する各当事者の照会所は
  - (i) 日本においては、外務省 南東アジア第一課
  - (ii) ベトナムにおいては、産業貿易省 輸出入管理局 原産地規則・品質管理課
- (d) 両締約国は、本運用上の規則が採択されたときは、外交上の経路を通じて、(a)号、(b)号及び(c)号に規定する窓口及び照会所の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを相互に提供することを要求され、また、同様に、そのような情報に関する修正を当該修正後 30 日以内に通知することを要求される。
- (e) 一方の締約国の窓口又は照会所が、ROO、OCP 及び本運用上の規則の実施から生ずる問題を他方の締約国の窓口又は照会所に提起する場合には、当該他方の締約国は、当該問題を調査し、かつ、当該問題を合理的な期間内に解決するために自国の調査結果及び提案に応じるため、関連する専門家を任命することができる。両締約国の窓口又は照会所は、

## TKTC 仮訳

協議を通じて、ROO、OCP 及び本運用上の規則の実施に関して提起された問題の解決を促進する。

### 規則 10 指定団体

輸出締約国の権限のある政府当局は、CO の発給のための指定団体を指定する場合又は指定団体について修正もしくは取消しを行う場合には、当該指定、修正もしくは取消しについて外交上の経路を通じて他方の締約国に速やかに通知することを要求される。

### 規則 11 関税の分類

2007 年 1 月 1 日に改正された統一システム(HS)の関税分類番号は、6 桁のレベル(又は輸出締約国が要求する場合には、輸入締約国が定めるより詳細なレベル)で CO に明記するものとし、また、CO における製品の説明は、仕入書に記載された内容と実質的に同一であり、可能な場合には、当該製品の HS に基づく説明と同一であるべきである。

### 規則 12 原産地証明書の見本、署名の見本及び公印又は印章の印影の交換の手続

各締約国は、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し、CO の発給のための原産地証明書の見本、権限のある政府当局又はその指定団体の署名の見本、公印もしくは印章の印影の見本を提供することが、本運用上の規則の採択の日において必要である。その後それらの修正があった場合は、それらの修正の 30 日前に行う必要がある。

### 規則 13 検認の時の連絡

- (a) OCP の第六規則及び第七規則に従って検認を行うために、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間のいかなる連絡は、外交上の経路を通じて行うこととする。当該連絡は、受領確認を付した、いかなる方法によって行われる。
- (b) (a)項に規定する場合には、輸出締約国の権限のある政府当局、輸入締約国の税関当局及び各締約国の照会による直接の連絡は、同項に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
- (c) OCP の第六規則及び第七規則に基づく応答を提供する期間は、(a)項に基づく要請の受領確認の日から開始する。

## TKTC 仮訳

- (d) OCP の第八規則第 3 項の規定の適用上、輸入締約国の税関当局が書面による決定を提供する期間は、(a)項の規定に従って最後に提供された情報の受領の確認の日から開始する。

### 規則 14 輸送中又は保管中の産品

原産品であつて、輸出締約国から輸入締約国に向けて輸送される過程にあるもの又は輸入締約国において保税地域に一時的に保管されているものは、本協定の効力発生の日以後に輸入締約国に輸入される場合には、遡及発給される CO が税関当局に提出され、輸入締約国の法令に従うことを条件として、関税上の特惠待遇が与えられる。

### 規則 15 添付書類

日本及びベトナムのための CO の様式は、それぞれ、本運用上の規則の添付書類 1 及び添付書類 2 として示されている。



付録

ベトナムと日本との間の経済上の連携に関する協定  
関税割当証明書

<b>輸出者</b> 正式名称、住所及び国名		<b>証明番号</b>	
<b>輸入者</b> 正式名称、住所及び国名		<b>製品の説明</b>	
<b>備考</b>			
<b>HS の関税分類番号</b>	<b>製品の数量</b>	<b>計量単位</b>	
<b>発給場所</b>		<b>印象</b>	
<b>有効期間</b>			
<b>から</b>	<b>まで</b>		
<b>権限ある当局の署名</b>			

この証明書は、消去、削除、取り消し線、その他のいかなる変更の形跡がある場合、無効である  
原本

(最終)

## 添付書類 1: 日本用の CO の様式

## 日本用の CO の様式

1. 輸出者の名称、住所及び国名	証明番号	ページ数 /		
	日本とベトナム社会主義共和国との間の経済上の連携に関する協定 原産地証明書  日本で発給された 書式 JV			
2. 輸入者の名称又は荷受人の名称(該当する場合)、住所及び国名				
3. 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で)				
4. 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS コード、製品の説明	5. 特恵基準	6. 重量又はその他の数量	7. 仕入書の番号及び日付	
8. 備考				
9. 輸出者による申告 私儀, 署名者は、次のことを申告する。 -上記の詳細及び記述は、真実かつ正確である。 -上記の産品が、本証明書の発給に必要な条件を満たしていること。 -上記の産品の原産国は _____  場所と日付 _____  署名: _____  氏名(印字) _____  会社 _____	10. 証明 輸出者の申告が正しいことを実施した管理に基づきここに証明する。  権限のある政府当局又は指定官庁 _____  印章  場所と日付 _____  氏名(印字) _____  署名: _____			

(最終)

日本とベトナム社会主義共和国との間の経済上の連携に関する協定に基づく特恵待遇のためにこの書式を受諾する締約国は、日本及びベトナムである。

一般条件

本協定に基づく関税上の特恵待遇の条件は、日本又はベトナムに輸出される産品が次の通りであるべきである。

- i. 日本又はベトナムにおいて譲許を受けることができる産品の説明に該当すること
- ii. 本協定の第 31 条の規定に基づく積送基準に適合すること 及び
- iii. 本協定の第 3 章に定める特恵基準に適合すること。

原産地証明書に関する指示

関税上の特恵待遇を要求するためには、CO は、輸出者又はその権限のある代理人により、読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある政府当局又はその指定団体により、認証されるべきである。CO における全ての項目は英語で記入するべきである。発給後に修正された CO は、有効でないものとする。

CO の書式のスペースが、産品及び他の関連情報の詳細を明記するのに十分でない場合には、輸出者又はその権限のある代理人は、追加の添付書類 1 を使用して情報を提供することができる。その場合、運用上の規則の追加の添付書類 1 はすべて、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、権限のある政府当局又はその指定団体により認証されるべきである。

欄 1 輸出者の正式名称、住所及び国名を記載する。

欄 2 輸入者の正式名称、住所及び国名を記載する。

本協定の第 23 条(g)号に定義する「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人(例えば、輸入を申告する荷受人)をいう。

欄 3 分かる範囲内で、積荷港名、中継港名、荷揚げ港名及び船舶名又はフライト名を記載する。  
遡及発給の場合、船積日(船荷証券又は航空貨物運送状の日付)

欄 4 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、2007 年 1 月 1 日に改正された HS コード、並びに委託された各産品の説明を記載する。

## TKTC 仮訳

各産品について、HSコードは、6桁のレベル(輸出締約国が要求する場合には、輸入締約国が定めるより詳細なレベル)で明記するべきである。

COに記載される産品の説明は、仕入書に記載されている説明と実質的に同一でなければならず、可能であれば、産品のHSに記載されている説明と同一であるべきである。

第0910.99号、第1515.90号、第2208.90及び第9404.90号については、産品が特定の説明を必要とする産品(例えば、カレー、桐油及びその分別物)である例外的な場合には、その産品の特定の説明を明記するべきである。

HSの第50類から第63類までの各産品については、他方の締約国又はASEANの加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は第三国において行われる工程又は作業並びに当該他方の締約国又は第三国の名称を明記するべきである(当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。)

欄5 特恵基準を満たす産品については、輸出者又はその権限のある代理人は、この書式の欄5に、次の表に示される方法で、又はその中に含まれる頭字語の組合せにより、特恵基準が満たされていることを明記するべきである。

本書式の9欄に記載された「締約国」における生産又は製造の状況	欄5に挿入
(a) 本協定の第25条に適合する完全に得られた産品	“WO”
(b) 本協定の第26条第1項に適合する産品	“CTH” or “LVC”
(c) 本協定の第26条第2項に適合する産品 - 関税分類の変更 - 原産資格割合 - 特定の製造又は加工作業	“CTC” “LVC” “SP”
(d) 本協定の第24条(c)号に適合する産品	“PE”
また、輸出者は、該当する場合には、次の事項を明記するべきである	
(e) 産品が本協定の第28条に適合する場合	“DMI”
(f) 産品が本協定の第29条に適合する場合	“ACU”

## TKTC 仮訳

(g) 産品が本協定の第35条に適合する場合	"IIM"
------------------------	-------

欄 6 各産品について、重量又は他の数量(例えば、総重量又は正味重量)を明記する。

欄 7 各産品の仕入書番号と日付を明記する。仕入書は、当該産品の輸入締約国への輸入のために発行されたものであるべきである。

仕入書が、CO が発給される輸出者とは別の者によって発行され、かつ、仕入書を発行する者が第三国に所在する場合には、第三国において産品の仕入書が発行される旨を、仕入書を発行する者の正式名称及び住所を特定して、欄 8 に明記するべきである。

第三国において発行された仕入書の番号が CO の発給時に不明である例外的な場合には、当該 CO が発給された輸出者が発行した仕入書の番号及び日付を欄 7 に明記するべきであり、かつ、産品が輸入締約国への輸入のために第三国において発行される他の仕入書の対象となる旨を、当該他の仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を特定して、欄 8 に明記するべきである。この場合には、輸入締約国の税関当局は、輸入申告された産品に関し、輸入者に対し、それら仕入書その他輸出締約国から輸入締約国への取引を確認する関連書類の提出を求めることができる。

欄 8 CO が遡及発給される場合、権限のある政府当局又はその指定団体は「遡及発給」と明記するべきである。運用上の規則の規則 4(b)(ii)及び規則 5(a)に従って CO が新たに発給される場合には、権限のある政府当局又はその指定団体は、原 CO の発給日及び証明番号を明記するべきである。認証された真正な写しの場合、運用上の規則の規則 5(b)に従い、「認証された真正な写し」の文字を欄 8 に明記するべきである。その他必要に応じて注記する。

欄 9 この欄には、輸出者又は権限のある代理人が記入し、署名し、日付を記入するべきである。「日付」は、CO が申請された日とするべきである。

注：輸出者又はその権限のある代理人の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

欄 10 この欄には、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が記入し、日付を記入し、署名し、かつ、押印するべきである。

## TKTC 仮訳

注： 権限のある政府当局又はその指定団体の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の CO における公印又は印章の印影は、手押し又は電子的に印刷することができる。

通知 1 この書式で入力された項目は、真実かつ正確であるべきである。CO に関する虚偽の申告又は書類は、輸出締約国の法令に従って罰則の対象とするべきである。

通知 2 CO は、輸入締約国の税関当局における原産地判定の基礎とするべきである。

無断転載禁止

(最終)

## 添付書類 2:ベトナム用の CO 様式

## ベトナムの CO 様式

1. 輸出者の名称、住所及び国名:	証明番号	ページ数 /		
2. 輸入者の名称又は荷受人の名称(該当する場合)、住所及び国名:	ベトナム社会主義共和国と日本との間の経済上の連携に関する協定 原産地証明書  ベトナムで発給された 書式 VJ			
3. 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で):				
4. 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS コード、製品の説明	5. 特惠基準	6. 重量又はその他の数量	7. 仕入書の番号及び日付	
8. 備考				
<p>9. 輸出者による申告</p> <p>私儀, 署名者は、次のことを申告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-上記の詳細及び記述は、真実かつ正確である。</li> <li>-上記の産品が、本証明書の発給に必要な条件を満たしていること。</li> <li>-上記の産品の原産国は _____</li> </ul> <p>場所と日付 _____</p> <p>署名: _____</p> <p>氏名(印字) _____</p> <p>会社 _____</p>	<p>10. 証明</p> <p>輸出者の申告が正しいことを実施した管理に基づきここに証明する。</p> <p>権限のある政府当局又は指定官庁</p> <p>_____</p> <p>印章</p> <p>_____</p> <p>場所と日付 _____</p> <p>氏名(印字) _____</p> <p>署名: _____</p>			

ベトナム社会主義共和国と日本との間の経済上の連携に関する協定に基づく特惠待遇のためにこの書式を受諾する締約国は、日本及びベトナムである。

#### 一般条件

本協定に基づく関税上の特惠待遇の条件は、日本又はベトナムに輸出される産品が次の通りであるべきである。

- i. ベトナム又は日本において譲許を受けることができる産品の説明に該当すること
- ii. 本協定の第 31 条の規定に基づく積送基準に適合すること 及び
- iii. 本協定の第 3 章に定める特惠基準に適合すること。

#### 原産地証明書に関する指示

関税上の特惠待遇を要求するためには、CO は、輸出者又はその権限のある代理人により、読みやすく、かつ、完全に記入され、かつ、権限のある政府当局又はその指定団体により、認証されるべきである。CO における全ての項目は英語で記入するべきである。発給後に修正された CO は、有効でないものとする。

CO の書式のスペースが、産品及び他の関連情報を特定するのに必要な詳細を特定するのに十分でない場合には、輸出者又はその権限のある代理人は、追加の添付書類 2 を使用して情報を提供することができる。その場合、運用上の規則の追加の添付書類 2 はすべて、輸出者又はその権限のある代理人により読みやすく、かつ、完全に記入され、権限のある政府当局又はその指定団体により認証されるべきである。

欄 1 輸出者の正式名称、住所及び国名を記載する。

欄 2 輸入者の正式名称、住所及び国名を記載する。

本協定の第 23 条(g)号に定義する「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人(例えば、輸入を申告する荷受人)をいう。

欄 3 分かる範囲内で、積荷港名、中継港名、荷揚げ港名及び船舶名又はフライト名を記載する。 遡及発給の場合、船積日(船荷証券又は航空貨物運送状の日付)



## TKTC 仮訳

欄 4 品目番号(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、2007年1月1日に改正されたHSコード、並びに委託された各製品の説明を記載する。

各製品について、HSコードは、6桁のレベル(輸出締約国が要求する場合には、輸入締約国が定めるより詳細なレベル)で明記するべきである。

COに記載される製品の説明は、仕入書に記載されている説明と実質的に同一でなければならず、可能であれば、製品のHSに記載されている説明と同一であるべきである。

第0910.99号、第1515.90号、第2208.90及び第9404.90号については、製品が特定の説明を必要とする製品(例えば、カレー、桐油及びその分別物)である例外的な場合には、その製品の特定の説明を明記するべきである。

HSの第50類から第63類までの各製品については、他方の締約国又はASEANの加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は第三国において行われる工程又は作業並びに当該他方の締約国又は第三国の名称を明記するべきである(当該材料が当該製品の生産に使用された場合に限る。)

欄 5 特恵基準を満たす製品については、輸出者又はその権限のある代理人は、この書式の欄5に、次の表に示される方法で、又はその中に含まれる頭字語の組合せにより、特恵基準が満たされていることを明記するべきである。

本書式の9欄に記載された「締約国」における生産又は製造の状況	欄5に挿入
(a) 本協定の第25条に適合する完全に得られた製品	“WO”
(b) 本協定の第26条第1項に適合する製品	“CTH” or “LVC”
(c) 本協定の第26条第2項に適合する製品 - 関税分類の変更 - 原産資格割合 - 特定の製造又は加工作業	“CTC” “LVC” “SP”
(d) 本協定の第24条(c)号に適合する製品	“PE”
また、輸出者は、該当する場合には、次の事項を明記するべきである	

## TKTC 仮訳

(e) 産品が本協定の第28条に適合する場合	“DMI”
(f) 産品が本協定の第29条に適合する場合	“ACU”
(g) 産品が本協定の第35条に適合する場合	“IIM”

欄 6 各産品について、重量又は他の数量(例えば、総重量又は正味重量)を明記する。

欄 7 各産品の仕入書番号と日付を明記する。仕入書は、当該産品の輸入締約国への輸入のために発行されたものであるべきである。

仕入書が、CO が発給される輸出者とは別の者によって発行され、かつ、仕入書を発行する者が第三国に所在する場合には、第三国において産品の仕入書が発行される旨を、仕入書を発行する者の正式名称及び住所を特定して、欄 8 に明記するべきである。

第三国において発行された仕入書の番号が CO の発給時に不明である例外的な場合には、当該 CO が発給された輸出者が発行した仕入書の番号及び日付を欄 7 に明記するべきであり、かつ、産品が輸入締約国への輸入のために第三国において発行される他の仕入書の対象となる旨を、当該他の仕入書を発行する者の正式な名称及び住所を特定して、欄 8 に明記するべきである。この場合には、輸入締約国の税関当局は、輸入申告された産品に関し、輸入者に対し、それら仕入書その他輸出締約国から輸入締約国への取引を確認する関連書類の提出を求めることができる。

欄 8 CO が遡及発給される場合、権限のある政府当局又はその指定団体は「遡及発給」と明記するべきである。運用上の規則の規則 4(b)(ii)及び規則 5(a)に従って CO が新たに発給される場合には、権限のある政府当局又はその指定団体は、原 CO の発給日及び証明番号を明記するべきである。認証された真正な写しの場合には、運用上の規則の規則 5(b)に従い、「認証された真正な写し」の文字を欄 8 に明記するべきである。その他必要に応じて注記する。

欄 9 この欄には、輸出者又は権限のある代理人が記入し、署名し、日付を記入するべきである。「日付」は、CO が申請された日とするべきである。

注：輸出者又はその権限のある代理人の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。

## TKTC 仮訳

欄 10 この欄には、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が記入し、日付を記入し、署名し、かつ、押印するべきである。

注： 権限のある政府当局又はその指定団体の署名は、サイン又は電子的に印刷することができる。輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の CO における公印又は印章の印影は、手押し又は電子的に印刷することができる。

通知 1 この書式で入力された項目は、真実かつ正確であるべきである。CO に関する虚偽の申告又は書類は、輸出締約国の法令に従って罰則の対象とするべきである。

通知 2 CO は、輸入締約国の税関当局における原産地判定の基礎とするべきである。

### 【免責条項】

本資料は、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスが日本語に仮訳したものとなります。参考資料としてご利用いただくことは可能ですが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2023 年 4 月 18 日